

令和8年度 産業用地開発に伴う環境調査業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、浜松市が実施する「令和8年度 産業用地開発に伴う環境調査業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、産業用地開発検討区域及びその周辺における自然環境の現況を把握し、開発に伴う環境保全上の配慮事項を整理することを目的として実施する。

第3条 業務対象区域

浜松市中央区または浜名区のうち、委託者が指定する約150haの区域

第4条 技術基準等

本業務の実施にあたっては、浜松市土木工事関連業務委託共通仕様書、浜松市環境影響評価技術指針マニュアル、その他関係する最新の技術基準及び参考図書に基づくこと。

第5条 業務内容

1 計画準備

- 業務に関する契約図書、指示事項を十分に把握し、技術的方针及び作業工程を検討し、業務計画書を作成する。
- 関係機関と調整のうえで、鳥獣捕獲等許可及び特別採捕許可の申請書類を作成し、申請を行う。
- 許可取得後、許可書写しを委託者に提出する。

2 既存資料調査

- 既存資料調査にあたっては、別紙「表1」の項目について、参考文献等に記載されている該当項目の収集及びとりまとめを行う。参考文献等は最新版を使用し、出典（著者名・名称・情報の時点等）を明記する。

※ 参考文献等は、「浜松市環境影響評価技術指針マニュアル 13、14 頁の入手可能な資料(例)」を参照

3 調査計画の作成

- 現地踏査を実施したうえで、現地調査の内容（参考）、別紙「表2」を参考に調査地点、調査時期、調査方法等を検討し、現地調査計画（案）を作成する。
- 現地調査計画（案）に対して専門家へのヒアリングを行う。
- ヒアリング結果を踏まえ、現地調査計画書を作成する。

【専門家について】

- 専門家とは、公的研究機関や大学の研究者等、自然環境に精通した者とし、受託者が選定し、委託者の了承を得た者とする。
- 専門家へのヒアリングに係る謝礼、交通費その他一切の必要経費は、受託者の負担とし、本業務の契約金額に含むものとする。

4 現地調査

- 現地調査計画書に基づき、現地調査を行う。

- 植物の希少種や重要種等が確認され、委託者の指示があった場合は、LiDAR（レーザー光を照射し周囲の形状を3次元データとして取得するセンサー）等を用いて現地の点群データを取得し、地形形状や樹林構造などを詳細に把握した立体的な調査結果資料を作成する。

5 調査結果とりまとめ

- 現地調査の結果は、確認種リストとしてとりまとめる。

6 予測・評価・環境保全措置の検討

- 産業用地開発の計画及び現地調査結果を踏まえ、予測・評価・環境保全措置の検討を行う。
- 希少種、重要な種等が確認された場合、種名、個体数、確認位置等を整理したうえで、専門家へのヒアリングを行う。
- 保全措置の検討は、必要に応じ別途行う保全計画の基礎資料とする。

7 報告書作成

- 上記項目で実施した調査及び検討事項について、報告書を作成すること。作成にあたっては、検討の過程および根拠を明確にすること。

8 打合せ協議

- 本業務の作業内容について、委託者、受託者で打合せ協議を行う。
- 打合せは、業務着手時、現地計画書策定時、中間打合せ（年度報告1回、結果報告1回、予測評価1回）及び納品時の計6回実施（令和8年度3回、令和9年度3回）するものとする。
- 受託者は、打合せ記録簿を作成し、委託者の確認を受けること。

第6条 中間報告

受託者は委託者の求めに応じ、中間報告を行うものとする。

第7条 成果品

成果品は次のとおりとし、全て委託者に帰属するものとする。

1	報告書	1部
2	電子データ（CD-R等）	1式
3	調査結果の概要	1部
4	その他、委託者が必要と認める資料	1式

第8条 貸与資料

本業務を実施するにあたり、委託者は必要に応じて資料を貸与する。資料については、委託者、受託者との協議の上定めるものとする。

第9条 業務完了報告書の提出

受託者は、次の各段階で業務完了報告書(中間)又は業務完了報告書(最終)を委託者に提出する。

- (1) 令和8年度末
業務完了報告書(中間)
- (2) 全業務完了後
業務完了報告書(最終)

第10条 業務委託料の支払い

委託者は前項で規定する業務完了報告書を受理した後、契約書第10条で規定する検査を行い、合格と判定したときは、受託者に対し以下のとおりの委託料を支払う。

- (1) 令和8年度末 委託料の50%
- (2) 全業務完了後 委託料の50%

第11条 その他

本仕様書に記載されていない事項または、疑義を生じた場合は、委託者、受託者との協議の上定めるものとする。

別紙 表1 既存資料調査の内容

区分	項目	内容	
地域の自然的状況に係る項目	大気環境の状況	大気質、騒音、振動、悪臭等の状況	環境基準の確保の状況
		気象	風向、風速、気温、日射量、雲量、降水量等
	水環境の状況	水質、水底の底質の状況	環境基準の確保の状況
		水象	地理的分布、河川の流量、流況、波浪、潮汐、水深、湖沼等における成層・密度流等
		地下水	環境基準の確保の状況、地下水位、かん養状況、利用状況等
	土壌及び地盤の状況	土壌	土壌図、環境基準の確保の状況等
		地盤	地盤沈下等
	地形及び地質の状況	地形	地形、水底地形、注目すべき地形等
		地質	地質、堆積物の状況等
	植物、動物、生態系		動植物相、動植物の分布状況、注目すべき種等
	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観	地域景観、景勝地、眺望点、眺望景観等
		人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の分布状況等
	放射性物質		一般環境中の放射性物質の状況
	自然災害		過去の地すべり・崩壊・洪水等の発生状況、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所、ハザードマップ等
関係法令による指定、規制等	地域	公害防止に係る規制地域、公害防止計画地域、環境基準の類型指定、自然環境保全に係る地域、国立公園等の地域、鳥獣保護区域等	
	その他	条例に基づく規制基準等、公害苦情件数	
地域の社会的状況に係る項目	行政区画	行政区境界、字界等	
	人口及び産業の状況	人口	人口動態、人口密度、人口分布、流域人口、年齢別人口の状況、世帯数等
		産業	工業出荷額、用水・燃料使用、産業別人口等
	集落の状況	集落の分布、戸数等	
	土地利用の状況	土地利用の概況、用途地域等	
	交通の状況	道路交通状況、バス・鉄道・空港・港湾の利用状況等	
	環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況	学校及び病院その他の環境の保全について特に配慮が必要な施設の配置、住宅の配置等	
	水域とその利用	水域の概況、水面利用、水利用、漁業権の設定状況等	
	下水道等の整備の状況	下水道等環境整備の状況等	
	文化財等	史跡、名勝、天然記念物等の指定状況、埋蔵文化財の分布状況	
	各種開発計画等の策定状況	市総合計画等	
	その他	水道事業計画その他事業に関する事項	

※「浜松市環境影響評価技術指針マニュアル 平成31年3月」より抜粋

別紙 表2 現地調査の内容 (参考)

項目	種目		調査回数・調査時期	調査手法
現地調査・とりまとめ	動物	哺乳類	2回	フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法
		一般鳥類	4回 (春・初夏・秋・冬)	任意観察法 (夜間含む) 定点観察法 ルートセンサス法
		猛禽類	7回 ※1 営巣期	営巣場所調査 (定点観察・ 林内踏査) 繁殖状況調査
		爬虫類・両生類	3回 (早春・初夏・秋)	任意観察法
		昆虫類	6回 (春2回・初夏2回・夏・秋)	任意採集法 ライトトラップ法 ベイトトラップ法 ※同定含む
		魚類	1回 (夏)	任意採集 環境 DNA
		底生動物	2回 (夏・冬)	定量採集 定性採取 ※同定含む
	植物	植物相	3回 (春夏秋)	任意観察法 ※同定含む
		現存植生	1回 (夏)	植物社会学的手法 植生群落調査
	生態系	注目種 (上位性・典型性・ 特殊性)	動物・植物と兼ねる	動物・植物の調査結果をと りまとめる